

企業法務・外国直接投資・規制対応

外国事業許可の新たな免除措置および同許可違反による国外退去について

外国事業許可要件の新たな免除

2026 年 8 月 28 日より、「外国事業許可証の取得要件が免除されるサービス事業を定める大臣規則（第 5 号）」（2026）（以下「大臣規則第 5 号」といいます。）および「外国事業許可証の取得要件から免除される仲介・代理事業を定める大臣規則」（2026）（以下「仲介・代理業務に関する大臣規則」といいます。）により、1999 年外国事業法（以下「FBA」といいます。）に基づく外国事業許可証の取得義務が免除される事業の種類が改正されました。

大臣規則第 5 号は、証券およびデリバティブ事業に関する既存の免除規定を拡充するとともに、追加のサービス事業に対する免除を導入しました。また、仲介・代理業務に関する大臣規則は、FBA に付属するリスト 3 の第 11 条(d)に基づき、外国事業許可証の取得要件が免除される仲介・代理業務を追加で規定しました。

その結果、以下に述べる事業に従事する外国人は、商務省事業開発局から外国事業許可証を取得する必要がなくなりました。ただし、最低資本金要件を含む FBA および関連規則に基づくその他の適用要件、ならびに当該セクター固有の関連法令の適用対象となることは変わりありません。

免除対象となる事業には、以下のものがあります。

1. 原資産または基準変数がデリバティブ法の規制対象となっていないデリバティブ取引に関する仲介サービス
2. デリバティブ取引所外で行われる為替レートまたは金利デリバティブの取引に関する仲介サービス
3. デリバティブ法に基づくデリバティブ事業および関連事業
4. 有価証券の購入を目的とした貸付け
5. 買戻し契約を条件とする有価証券の購入
6. 第 1 種電気通信事業免許に基づく電気通信サービス
7. 為替管理法に基づくトレジャリーセンターサービス
8. 関連会社間の管理、人事および IT 管理サービス
9. 関連会社間の国内信用保証サービス
10. 自社の従業員の利便性を図るために金融サービスの提供に用いられる電子機器および自動販売機を設置するための施設の一部を賃貸するサービス
11. 石油に関する法律に基づく権益保有者またはサービス請負業者に対する石油掘削サービス

大臣規則第 5 号は、特定のグループ内サービスに関する免税措置について、個別の関連性基準も規定しています。管理、人事、IT サービスに関する免税措置については、25%の株式保有率を基準とする基準を含め、規定された支配権の基準のいずれかを満たす事業体は関連事業体とみなされます。ただ

し、国内信用保証サービスに関する免税措置については 50%以上のより高い値が適用されます。いずれの免除についても、事業体の取締役の過半数が同一である場合、または管理パートナーの過半数が同一である場合、関連事業体とみなされる可能性があります。

これらの追加の免除措置は、すでに他の所管当局による規制の対象となっている活動について外国事業許可の要件を撤廃することで、規制の重複を軽減することを目的としています。また、これらの変更により、外国からの投資が促進され、ビジネス拠点としてのタイの競争力が向上することが期待されています。

新たな国外退去規則：FBA 違反がもたらす潜在的な影響

2026 年 8 月 27 日、王室官報に「2026 年首相府による国外退去に関する規則」（以下「本規則」といいます。）が掲載され、2026 年 8 月 28 日に発効しました。

本規則は、FBA に基づく違法な事業運営を含む特定の犯罪で有罪判決を受けた外国人が、国外退去の対象となり得る枠組みを定めています。

本規則第 5 条第 3 項に基づき、FBA に基づく違法な事業運営により有罪の確定判決を受けた外国人は、刑期を全うし刑務所から釈放された後に国外退去処分を受ける可能性があります。また、本規則は、第 5 条に規定される犯罪の主犯、教唆、または共犯者として有罪判決を受けた外国人にも適用されます。

本規則は、FBA に基づく新たな犯罪を創設するものではありませんが、FBA に基づく犯罪について確定判決を受けた場合に、追加的な結果として国外退去処分が科される可能性のある枠組みを規定しています。したがって、外国人投資家および外国人事業者は、FBA に基づく犯罪で有罪判決を受けた場合、刑事罰だけでなく入国管理上の不利益も生じ得るため、自らの事業活動が FBA に準拠した形で構築・運営されていることを確認すべきです。

地域ごとの企業・商事関連事項および外国投資関連事項については、詳細をそれぞれ Rajah & Tann Asia の「[企業・商事プラクティス](#)」および「[外国投資プラクティス](#)」のページをご確認ください。

なお、英語版は[こちら](#)からアクセスいただくことが可能です。

お問い合わせ

企業法務・外国直接投資・規制対応

Melisa Uremovic

CO-MANAGING PARTNER

D +66 2656 1991
melisa.u@rajahtann.com

Nattarat Boonyatap

PARTNER

D +66 2656 1991
nattarat.boonyatap@rajahtann.com

Yingrak Treesaranuwattana

COUNSEL

D +66 2656 1991
yingrak.t@rajahtann.com

Wu Xiaomin

PARTNER

D +66 2656 1991
xiaomin.wu@rajahtann.com

寄稿者に関する注記

本リーガル・アップデートは上記のパートナー弁護士が、シニアアソシエイトの **Pattarapond Duangkaewwutthikrai** の協力を得て執筆いたしました。

ご質問がある場合は、弊所（TEL: +66 2 656 1991、Email: bangkok@rajahtann.com）までお気軽にお問い合わせください。

各オフィスの連絡先

カンボジア

Rajah & Tann Sok & Heng Law Office

T +855 23 963 112 | +855 23 963 113

kh.rajahtannasia.com

中国

Rajah & Tann Singapore LLP

Representative Offices

Shanghai Representative Office

T +86 21 6120 8818

F +86 21 6120 8820

Shenzhen Representative Office

T +86 755 8898 0230

cn.rajahtannasia.com

インドネシア

Assegaf Hamzah & Partners

Jakarta Office

T +62 21 2555 7800

F +62 21 2555 7899

Surabaya Office

T +62 31 5116 4550

F +62 31 5116 4560

www.ahp.co.id

ラオス

Rajah & Tann (Laos) Co., Ltd.

T +856 21 454 239

la.rajahtannasia.com

マレーシア

Christopher & Lee Ong

T +603 2273 1919

F +603 2273 8310

www.christopherleeong.com

ミャンマー

Rajah & Tann Myanmar Company Limited

T +951 9253750

mm.rajahtannasia.com

フィリピン

Gatmaytan Yap Patacsil Gutierrez & Protacio
(C&G Law)

T +632 8248 5250

www.cagatlaw.com

シンガポール

Rajah & Tann Singapore LLP

T +65 6535 3600

sg.rajahtannasia.com

タイ

Rajah & Tann (Thailand) Limited

T +66 2656 1991

th.rajahtannasia.com

ベトナム

Rajah & Tann LCT Lawyers

Ho Chi Minh City Office

T +84 28 3821 2673 | +84 28 3821 2382

Hanoi Office

T +84 24 3267 6127 | +84 24 3267 6128

vn.rajahtannasia.com

Rajah & Tann Asia は、アジアに拠点を置く法律事務所のネットワークです。

各オフィスは、関連する現地の法律に従って独立して構成されています。各オフィスが提供するサービスは、当該オフィスとクライアントとの間の契約条件によって規定されます。

本稿は、あくまで一般的な情報提供を目的としており、いかなる法的助言も提供するものではなく、また法的拘束力も生じません。Rajah & Tann Asia および各オフィスは、本稿へのアクセスまたはこれに依拠することにより生じる可能性のあるいかなる損失または損害についても、一切の責任を負いかねます。

各オフィスの所在地



Rajah & Tann (Thailand) Limited は、タイにおけるフルサービスの法律事務所であり、国内外での専門知識とリソースを活用し、幅広い法律サービスにおいてクライアント様をご支援いたします。具体的には、タイ国内裁判所における代理業務、国際・国内仲裁、金融関連訴訟・非訟案件対応、外国直接投資、国内外の投資家向け一般企業・商業法務（会社設立、支店・駐在員事務所の設立、各種免許・許可・認可の申請手続き等）を取り扱っております。

Rajah & Tann (Thailand) Limited は、カンボジア、中国、インドネシア、ラオス人民民主共和国、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムに拠点を置く現地法律事務所ネットワーク「Rajah & Tann Asia」の一員です。当アジアネットワークには、日本および南アジアに特化した地域デスクも含まれております。

本稿の内容は、Rajah & Tann (Thailand) Limited が権利を有するものであり、タイの法律および国際条約を通じて他国の著作権保護の対象となります。本稿のいかなる部分も、Rajah & Tann (Thailand) Limited の事前の書面による許可なく、複製、ライセンス供与、販売、出版、送信、改変、翻案、公衆への展示、放送（電子的手段によるいかなる媒体への保存も含み、一時的か否かを問わず、本許可で認められる目的以外での利用）を行うことはできません。

なお、本稿に記載されている情報は、作成時点における当事務所の知る限り正確な情報に基づいておりますが、あくまで当該トピックに関する一般的な指針を提供することを目的としており、特定の行動方針に関する専門的な助言としては作成されておられません。本稿の内容はクライアント様の特定の事業および運営上の要件に適合しない可能性があります。クライアント様のご状況については、それに応じた法的アドバイスをご確認していただくことが必要になります。具体的なご相談に関しましては、Rajah & Tann (Thailand) Limited の弁護士までお問い合わせいただくようお願いいたします。